

## 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）第三条の規定に基づき、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の位置、所掌事務、委員その他の構成員及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する行為をいう。
- 二 重大事態 法第二十八条第一項に規定する事態をいう。
- 三 県立学校 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

### (位置)

第三条 委員会は、福岡県教育庁に置く。

### (所掌事務)

第四条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

### (委員)

第五条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 心理又は福祉の専門家
- 三 その他教育委員会において必要と認められた者

3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、解任又は解嘱することができる。

5 委員は、再任されることができる。

### (専門調査委員)

第六条 県立学校におけるいじめ事案に係る事実関係を明らかにするための調査又は児童生徒の死亡事案に係る詳細な調査を行うため必要があるときは、委員会に専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該事案の関係者と特別の利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

3 専門調査委員は、当該事案に係る調査が終わったときは、退任するものとする。

(守秘義務)

第七条 委員及び専門調査委員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第八条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第九条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。ただし、重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査（第二項において「重大事態調査」という。）を行うときは、部会を置いて、行うものとする。

2 各部会に属すべき委員等は、教育委員会が指名する。ただし、重大事態調査を行う部会においては、専門調査委員から指名しなければならない。

3 各部会に属する委員等により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときには、その部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。(会議の招集)

第十条 委員会及び各部会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、委員長に委員会及び各部会の招集を求めることができる。

(議事)

第十一条 委員会及び各部会は、それぞれ委員等半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 議決は、出席した委員等の全員一致によらなければならない。

3 委員会は、その定めるところにより、各部会の議決を委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第十二条 委員会及び各部会の庶務は、福岡県教育庁教育振興部高校教育課において処理する。

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。